愛媛県企業の森づくり CO2 吸収認証制度運営要領

(目的)

もり

第1条 この要領は、愛媛県内で企業の森林づくり活動協定に基づき整備された森林の効果を CO_2 吸収量の数値で認証する「愛媛県企業の森づくり CO_2 吸収認証制度」の運営に必要な事項を定めるものとする。

(認証対象)

もり

第2条 この要領で認証の対象とする森林とは、企業の森林づくり活動協定(以下「協定」 という。)に基づき実施した植栽、下刈、除・間伐の施業地とする。

(認証の申請)

第3条 認証を受けようとする企業等は、認証申請書(様式1)に、実施した森林の整備 内容を記載し、原則として、毎年6月1日から6月30日の間に知事に提出するもの とする。

(認証審査及び要件)

- 第4条 知事は、提出された認証申請書を審査し、次の要件を全て満たしている場合に、 CO₂ 吸収量を算定して認証するものとする。
 - (1) 愛媛県内で協定に基づき整備された森林であること。
 - (2) 協定締結の以降に実施された森林の整備であること。
 - (3) 実施された森林の整備が適切であり、健全な森林として育成することが期待できること。
 - 2 知事は、必要に応じて、申請者の協力のもと、認証のための現地確認を行うこと ができるものとする。

(吸収量の算定)

- 第5条 知事は、申請のあった整備森林の幹の成長量をもとに、次式により CO_2 吸収量 を算定するものとする。
 - CO_2 吸収量=幹の成長量 \times 拡大係数 \times 容積密度 \times 炭素含有率 \times CO_2 換算率 \times 施業面積 $(CO_2$ トン/
 - ○幹の成長量:森林1ha 当たりの1年間の幹材積の成長量(m³/ha・年)
 - ○拡大係数 : 幹材積を枝・葉・根を含む全体の体積に換算する係数
 - ○容積密度 : 体積当たりの乾燥重量 (t/m³)
 - ○炭素含有率:乾燥重量に占める炭素の比率
 - \bigcirc CO₂換算率: 炭素 (C) から二酸化炭素 (CO₂) に換算する係数 (44/12) 各算定因子については、別記のとおり。

2 算定する CO_2 吸収量は、森林の整備が実施された期間や時期にかかわらず、1 年分とする。

(証書の交付)

第6条 知事は、本要領第5条に基づき算定した数値を記載のうえ、証書(様式2)を 交付するものとする。

(証書の利用)

- 第7条 認証を受けた者は、本要領第6条に基づく証書を環境貢献、社会貢献の証として広く広報活動に用いることができる。ただし、以下のことに留意すること。
 - (1) 証書は有価で取引することはできないこと。
 - (2) 本証書は、愛媛県が独自の方法で森林の CO_2 吸収量を評価・認証するもので、他の制度とは関わりがないこと。

(書類の経由)

第8条 この要領により知事に提出する書類は正副2部とし、所轄地方局長を経由するものとする。

(その他)

第9条 知事は、この要領に定めるもののほか、愛媛県企業の森づくり CO_2 吸収認証制度の運営に関し必要な事項について、別途定めるものとする。

(附則)

- 1 この要領は、平成21年5月26日から施行する。
- 2 なお、平成20年度に実施した森林の整備については、第3条に定める期間に認証 申請書の提出がある場合に限り、認証の対象とする。

(附則)

- 1 この要領は、平成24年12月11日から施行する。
- 2 なお、認証については、平成25年度申請から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

愛媛県知事様

申請者 (住所) (企業名等) (代表者名)

愛媛県企業の森づくり CO2 吸収認証申請書

このことについて、愛媛県企業の森づくり CO_2 吸収認証制度運営要領第3条の規定に基づき、 \bigcirc 年度に実施した植栽、下刈、除・間伐による CO_2 吸収量の認証を申請します。

記

植栽、下刈、除・間伐					
の実施場所					
樹種及び林齢					
実施面積(※)					ha
実施時期	年	月~	年	月	

- ※小数点以下第2位まで記入
- (注) 申請書には次の図面等を添付すること。
 - ①位置図
 - ②植栽、下刈、除・間伐の実施面積を確認できるもの(測量図面等)
 - ③植栽、下刈、除・間伐実施前、実施後の写真

愛媛県企業の森づくり CO₂吸収証書

(企業の森林づくり活動協定者) 様

「○○○○○」森林づくり活動協定において、平成○○年度に整備された森林が吸収する CO2 は次のとおりであることを認証します。



※本証書における CO_2 吸収量の算出方法、証書の取扱いについては裏面のとおりです。

(証書の裏面)

- 1 認証対象森林
- (1) 協定者
- (2) 協定期間
- (3) 協定森林の所在地
- 2 施業内容等
- (1) 施業箇所
- (2) 樹種、林齢及び地位級
- (3) 施業種及び実施面積
- (4) 実施時期
- 3 CO2 吸収量

 CO_2 吸収量=幹の成長量 \times 拡大係数 \times 容積密度 \times 炭素含有率 \times CO_2 換算率 \times 施業面積 $(CO_2$ $\rangle //$ 年)

4 認証期間

年 月 日までの間

【取扱い上の留意事項】

- 1 本証書は、愛媛県独自の方法で森林の CO_2 吸収量を評価・認証するもので、他の制度とは関わりはありません。
- 2 この証書は、5年間有効です。

吸収量の算定因子

1 幹の成長量

幹の成長量は、愛媛県森林簿現実林分収穫表により算出した単位面積当たりの成長量(m³/ha・年)

2 拡大係数拡大係数=BEF×(1+地下部・地上部比)

3 その他下表のとおり。

	BEF		R	D	炭素	CO_2
	20 年生 以下	21 年生 以上	地下部 · 地上部比	容積密度 (トン/m³)	含有率	換算率
スギ	1. 57	1. 23	0. 25	0.314		44/12
ヒノキ	1. 55	1. 24	0. 26	0.407	O E1	
アカマツ	1. 63	1. 23	0. 26	0. 451	0. 51	
クロマツ	1. 39	1. 36	0.34	0.464		
クヌギ	1. 36	1. 32	0. 26	0.668	0.48	

BEF:バイオマス拡大係数

R: 地上部に対する地下部の比率